

随意契約適正実施のための指針 (随意契約ガイドライン)

平成 2 5 年 1 月
東村山市総務部契約課

随意契約の基本的な考え方

地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項に随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできません。その運用を誤ると、適正な価格によって行なわれるべき契約自体が、不適正な価格によって行なわれ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。

本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項に定める随意契約の公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することで、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針として作成したものです。

このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めてください。契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に検証して慎重に判断してください。

〈施行令第167条の2第1項の随意契約の要件〉

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

随意契約によることができる場合

施行令第167条の2第1項各号の規定により随意契約によることができる場合は次のとおりです。

1 第1号の規定により随意契約によることができる場合

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

※「規則で定める額」は、東村山市契約事務規則（昭和42年規則第6号。以下「契約事務規則」という。）第31条の2別表第1で次のように定めています。

契約の種類	予定価格
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

【趣旨】

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、競争入札に付さないでよいとされたものです。一般に「少額随意契約」ともいわれています。

【解釈・運用】

- 「超えないもの」とは、契約事務規則第31条の2別表第1の予定価格欄の額を含んだ額より少ない額をいい、「以下の額」と同じ用例となります。
- 予定価格（複数年の賃貸借契約にあつては、予定賃貸借料総額をいい、単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額をいいます。）が、この第1号の金額以下であれば、第2号以下の各号（第3号及び第4号を除く。）の要件を充足しているかの判断をする必要はなく、随意契約をすることができます。
- 「財産の買入れ」は、不動産、動産の有体財産のみならず地上権、著作権、商標権、意匠権、特許実用新案権（知的財産権）等の無体財産をいいます。有体財産の代表的な事案は、自動車、備品、消耗品等の物件の購入等です。
- 「物件の借入れ」は、土地、建物、機械、器具等の物件の賃借（リース）契約が該当します。長期継続契約に該当する場合の契約方法の判断は、契約期間全体の支出見込総額により行います。
- 「6. 前各号に掲げるもの以外のもの」には業務委託のほか、物品の修繕が該当します。

【注意】

- なるべく3者以上から見積りを徴取してください。ただし、特命の場合は、1者から見積りとなりますが、特命理由が必要です。
- この号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は厳に禁止します。

2 第2号の規定により随意契約によることができる場合

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【解釈・運用】

- 1 「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、一般的には、その不動産を所有している者からしか購入又は借入れることができません。このような契約は不特定多数又は特定多数の者を相手にした競争入札に適さないことから、随意契約によることができるとしているものです。
- 2 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払う場合」とは、ある特殊な物品を納入する契約を締結するような場合において、その物品を業者が製造するときに、当該普通地方公共団体が所有している原材料をその業者に売り払ったうえで、その原材料を使用して物品を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合をいいます。このような契約は競争入札に適さないことから、随意契約によることができるとしているものです。
- 3 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、特殊な技術、手法、機器又は設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約をいいます。この号に該当する事由であるかは、個々の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断する必要があります。

【事例】

●その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの

- 1 契約の相手方がおのずから特定の者に限定されるもの
 - (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないもの
 - 〈工事〉
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - 〈業務委託等〉
 - ア 特定メーカーの技術やノウハウを前提とするシステムの設置者・開発者又は設計者等と契約をしなければ既存システムの使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又はかし担保責任の範囲が不明確となるもの
⇒ 既存の情報処理システム等に基づく新規システム開発又は既存システム修正や保守業務等
 - イ 機械設備において、設置者又は製造者等と契約をしなければ既存の設備・機器等の使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又は安全責任が果たせないもの若しくはかし担保責任の範囲が不明確となるもの、部品交換等の迅速な対応ができないもの
⇒ エレベータやエスカレータ、空調・ガス設備等の故障修理や保守点検業務等
 - ウ 試験、研究等極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られるもの

- (2) 経験、知識を特に必要とするもの、又は現場の状況等に精通した者に行わせる必要があるもの
- 〈工事〉
- ア 施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- 〈業務委託等〉
- ア 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるもの
 - イ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
 - ウ 弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地のないもの
- (3) その他契約の目的により相手方が特定されるもの
- ア 契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できないもの
 - ※ 排他的権利に該当するものであるかどうかを具体的に確認してください。
 - イ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託するもの
 - ※ 研修の講師等、個人を選定する場合、複数の候補者から特定の一個人を選定した経過を具体的に説明できることが必要です。
 - ウ リース期間満了後、引き続き再リースするもの
 - エ 国及び地方公共団体その他の公法人と契約するもの
 - オ 国又は地方公共団体その他の公法人と共同で運営、購入又は印刷するために契約の相手方が特定されるもの
 - カ 法や条例等で契約の相手方が定められているもの又は法令により委託方法等が定められ、その法令の趣旨により相手方が特定されるもの
 - キ 契約行為を秘密にする必要があるもの
 - ⇒採用試験問題の作成、購入、印刷
 - ※「秘密」にするべき必要性を客観的に説明できることが必要です。
- (4) 価格が固定されて価格競争性がないもの
- ア 新聞、雑誌、追録等の購入契約で、再販売価格維持制度が適用され、価格競争性がないもの
 - イ 郵便切手、収入印紙、郵便はがき等の額面金額をもって購入するもの
 - ウ 保険の契約で、その内容及び金額に競争の余地がないと認められるもの
- 2 必ずしも競争入札が不可能又は著しく困難ではないが、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約するということが性質又は目的を達成するために妥当で、地方公共団体の利益の増進につながると判断されるもの
- (1) 複数の業者がかかわることにより、責任の所在があいまいになり、契約の目的を阻害するおそれのあるもの
- ア 前業務に引き続き実施する一体的又は関係のある業務で、前業務の受託者でないと、業務に支障が生じ、責任の所在が曖昧になるおそれのあるもの
 - ⇒実施設計委託と施工監理委託
- (2) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル方式）の企画競争によって契約の相手方を選定する必要があるもの
- ⇒行政計画等の調査・立案業務、施設設計、システム開発、催事等の業務等

(3) 市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）を達成するため公共的団体を契約の相手方とするもの

※ 競争入札が原則なので、目的や業務等を具体的に説明できることが必要です。

※ 「公共的団体」とは、農協、生協、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、文化協会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問いません。

ア 東村山緑化組合との契約で、植木、苗木等生産者の緊密な関係を保ち、生産技術の向上、販路の拡張等振興対策事業の推進、共栄発展を図ることができるもの

⇒庭園管理、樹木剪定、除草等

※ 東村山緑化組合は、緑化に係る生産技術等の向上を図り、ひいては市内産業振興のために設立された市内緑化業者による任意団体であることから、事業者間での価格競争以上に、有意性及び有利性があると認められるものである。

イ 社会福祉法人に社会福祉事業その他の福祉サービス業務を委託するもの

※ 社会福祉法人は、社会福祉法に基づき社会福祉事業を行なうことを目的として設立された法人であって、社会福祉事業等の福祉サービスが価格競争よりも、その法人の持っている質的サービス、能力、経験等が重視される。

ウ 市内医療機関と医事業務等に関する業務を委託するため、公益社団法人東村山市医師会及び一般社団法人東村山市歯科医師会に依頼する必要があるもの

※ 受給者の利便性と地域保健医療体制の充実を図るための唯一の機関であるため

※ ホームドクターを推進し細やかなアフターケアを行うため受診者の情報を経年管理する必要があるため

(4) 業務が停滞すること等により、市民の生活上の利便性、安全性や衛生面などを阻害するおそれの大きいもの

ア 廃棄物の運搬・処理などの業務等で、廃棄物処理法等に規定する要件から、業務の安定的供給が確保されないと環境面で著しい影響を与えるおそれのあるもの

イ 焼却施設等の処理施設で、施設設置者が運転管理をしないと緊急対応等が困難となるおそれのあるもの

※ 法令改正や大幅な事業の見直しがされる場合は、競争入札を検討すること。

(5) 年間を通じて行われる業務で、市民の安全性の確保や衛生面などの充実を図るためには、一定期間長期で契約する必要があるが、毎年度の業務量等が一定でないもの

⇒給食調理業務、緊急通報システム業務等

※ 業務に必要な機器等の減価償却期間等を鑑み、おおむね3年から5年の間隔で、競争入札を行うこと。

3 その他入札をすることができないもの

複数単価による契約であって、各々の単価を予定価格以内に調整する必要があるもの

3 第3号の規定により随意契約によることができる場合

障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービスを行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

※法令番号等は省略

【解釈・運用】

1 第3号は、次のように類別できます。

- (1) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約
- (2) 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- (3) シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- (4) 母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約

2 上記の契約は、いずれも規則で定める手続を経なければなりません。手続は、東村山市契約事務規則第32条の2の規定により、発注の見通し及び契約の内容を公表する必要があります。そのため、内容、公正性、透明性を十分勘案し、適正な契約を行うようにしてください。

【事例】

●公益社団法人東村山市シルバー人材センターとの契約

その業務が臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務

⇒市報等の配布、公園等の清掃、自転車整理、毛筆筆耕等

4 第4号の規定により随意契約によることができる場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

【解釈・運用】

1 市長の認定を受けたベンチャー企業から新商品を購入するとき、随意契約することができるものです。

2 上記の契約は、規則で定める手続を経なければなりません。手続は、東村山市契約事務規則第32条の2の規定により、当該認定を受けた者の名称等並びに発注の見通し及び契約の内容を公表する必要があります。そのため、内容、公正性、透明性を十分勘案し、適正な契約を行うようにしてください。

5 第5号の規定により随意契約によることができる場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【解釈・運用】

- 1 「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続をとると、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合をいいます。本号の適用に際して重要なことは「緊急の必要」があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できることです。単なる事務手続きの遅れによる「緊急」は理由になりません。

【事例】

- 1 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき。
 - (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - (3) 災害の未然防止のための応急工事
- 2 災害等における災害復旧業務、救援物資の緊急支援業務を行うに当たって入札に付す時間がないとき。

※ 災害後の後処理業務などは必ずしも該当するとは限りませんので、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断してください。
- 3 インフルエンザ等の感染症の発生による薬品等の購入を緊急に必要とするとき。

6 第6号の規定により随意契約によることができる場合

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【解釈・運用】

競争入札に付して契約を締結するのは、公平な契約の締結を期すこと、また、競争の利益を享受することにあります。本号は、競争入札に付すことが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当します。適用に当たっては、「不利となること」を具体的に説明してください。

【事例】

- 1 早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定されるとき。
- 2 現に契約履行中の業者に履行させたほうが、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事又は業務
 - (2) 本体工事又は業務と密接に関連する付帯的な工事又は業務
- 3 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させたときは、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。

⇒ 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- 4 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事等で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事等の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。
 - (1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

(2) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

7 第7号の規定により随意契約によることができる場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【解釈・運用】

「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても、有利な価格であることが明らかであって、競争入札に付す必要がないときをいいます。適用に当たっては、「著しく有利な価格」を市場価格等と比較して客観的に説明する必要があります。

【事例】

- 1 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約するときには、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。
- 2 ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格で購入することができるとき。

8 第8号の規定により随意契約によることができる場合

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【解釈・運用】

- 1 一般的に「不落随契」といわれています。
- 2 「入札者がいないとき」とは、入札公告又は指名通知を行ったが応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいいます。
- 3 「再度の入札」とは、予定価格を公表しない場合における開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときに、直ちにその場で行う入札（再度入札）をいいます。当市の場合、再度入札は2回（再々度入札）まで行うことができる規定となっています。
- 4 時間に余裕があれば、一般競争入札においては資格条件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては他の業者の指名等を行って再度の競争入札を行うことを基本とします。本号を適用して随意契約を行う場合は、随意契約の相手方は原則として入札参加の意思がなかった者以外の者としします。
- 5 「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、当市の場合には再々度入札を行っても落札者がいない場合をいいます。再々度入札で最低の入札価格を提示した者を随意契約の相手方とします。この場合において、最低の札を提示した者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の札を提示した者を随意契約の相手方とします。この場合、履行期間は変更できませんが、予定価格その他の条件を変更することはできません。

9 第9号の規定により随意契約によることができる場合

落札者が契約を締結しないとき。

【解釈・運用】

競争入札の結果、落札した者があつたにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合に該当します。本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として入札に参加した者から順次、次順位の者を随意契約の相手方とします。ただし、落札金額の範囲内において契約締結しなければならず、かつ、履行期間を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた入札の条件を変更することはできません。入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、再度の競争入札を行うこととなります。

障害者優先調達推進法に基づく契約について

【運用】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」及び市の調達方針に基づき、日用品、食品類、印刷及び清掃等の発注に当たっては、市内の障害者就労施設等への発注を検討してください。この場合には、施設への調達が可能となるよう履行期間や発注方法を考慮するよう努めてください。

【注意】

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第2号又は第3号により随意契約を行う場合の注意事項

- 1 発注方法の検討に当たっては、適正な価格、機能及び品質の確保に留意すること。
- 2 複数の障害者就労施設等との見積り合せに努めること。

履歴

平成24年12月27日 決定

平成25年 9月24日 一部改正

平成25年12月26日 一部改正